

名古屋市国際展示場新第 1 展示館整備事業

事業契約書

平成 3 1 年 1 月 2 3 日

名 古 屋 市

株式会社名古屋モノづくりメッセ

事業契約書

- 1 事業名 名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業
- 2 事業の場所 愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目ほか
- 3 契約期間 自 事業契約の締結について市議会の議決のあった日
至 平成53年3月31日
- 4 契約金額 総支払額 金34,316,069,372円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金2,507,429,858円)
内訳については、別紙6に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 別途事業契約書中に記載のとおり
- 6 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり

上記事業について、名古屋市（以下「市」という。）と株式会社名古屋モノづくりメッセ（以下「事業者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月23日

市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

事業者 住所 名古屋市中区錦二丁目2番13号
氏名 株式会社名古屋モノづくりメッセ
代表取締役 岸田 文夫

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義及び契約書類)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	4
第4条 (事業日程)	5
第5条 (本事業の概要)	5
第6条 (業務の実施)	5
第7条 (事業者の資金調達)	5
第8条 (許認可の取得等)	5
第9条 (市又は運営事業者が実施する業務との調整等)	6
第10条 (他事業との調整・連携)	6
第11条 (契約の保証)	6
第12条 (貸与品)	7
第13条 (市のモニタリング)	7
第14条 (セルフモニタリング)	7
第15条 (債務不履行による損害)	7
第2章 統括管理業務	8
第16条 (統括管理業務の実施)	8
第17条 (統括管理業務実施体制の確認)	8
第18条 (総括責任者)	8
第19条 (総括責任者の変更)	9
第3章 設計業務	9
第20条 (設計業務の実施)	9
第21条 (事業敷地への立入り)	9
第22条 (第三者による設計)	9
第23条 (事前調査業務)	10
第24条 (設計変更)	10
第25条 (法令変更等による設計変更等)	11
第26条 (運営事業者の意見の聴取及び反映)	11
第27条 (周辺住民との調整等)	11
第28条 (設計段階におけるモニタリング)	11
第29条 (設計の完了)	11
第4章 建設業務及び工事監理業務	12

第1節 総則	12
第30条 (工事の実施)	12
第31条 (建設業務の第三者への委託等)	12
第32条 (建設業務に係る保険)	13
第33条 (事業敷地の使用及び管理)	13
第34条 (工事に伴う各種調査等)	13
第35条 (建設段階におけるモニタリング)	14
第36条 (工事に伴う近隣対策)	14
第2節 本件工事等	15
第37条 (工事の開始)	15
第38条 (備品等の調達)	15
第39条 (着工前の提出書類等)	15
第40条 (工事監理の第三者への委託等)	15
第41条 (工事監理者)	16
第42条 (市による中間確認等)	16
第43条 (事業者の完工検査)	16
第44条 (市による完工確認)	17
第45条 (完工確認済書の交付)	17
第46条 (工期の変更)	17
第47条 (引渡しの遅延に伴う費用負担)	18
第48条 (工事の中止等)	18
第49条 (建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)	19
第50条 (不可抗力による損害)	19
第51条 (新施設の引渡手続)	19
第51条の2 (現第1展示館敷地の引渡手続)	19
第52条 (新施設の瑕疵担保責任)	20
第52条の2 (現第1展示館敷地の瑕疵担保責任)	20
第5章 維持管理業務	20
第53条 (維持管理業務の実施)	20
第54条 (維持管理業務実施体制の確認)	21
第55条 (修繕・更新)	21
第56条 (要求水準書の変更)	21
第57条 (運営事業者との連携)	22
第58条 (維持管理業務責任者)	22
第59条 (維持管理業務担当者)	23
第60条 (業務計画書)	23
第61条 (業務計画書の見直し等)	23
第62条 (近隣対策)	23

第63条	(第三者による実施)	23
第64条	(第三者に及ぼした損害等)	24
第65条	(維持管理段階におけるモニタリング)	24
第66条	(セルフモニタリング)	24
第67条	(要望等の処理)	24
第68条	(実地調査への対応)	25
第69条	(業務報告書の提出)	25
第70条	(維持管理業務に係る保険)	25
第6章	サービス購入料の支払	25
第71条	(サービス購入料の支払)	25
第72条	(サービス購入料の改定)	25
第73条	(サービス購入料の使途)	25
第74条	(サービス購入料の減額)	25
第75条	(サービス購入料の返還)	26
第7章	契約の終了及び債務不履行	26
第76条	(契約期間)	26
第77条	(契約の終了の効果)	26
第78条	(市による任意解除等)	26
第79条	(市の債務不履行等による解除)	27
第80条	(談合行為等に対する解除措置)	27
第81条	(事業者の債務不履行等による解除)	28
第82条	(新施設引渡し前の解除)	28
第83条	(新施設引渡し後の解除)	29
第84条	(違約金等)	30
第85条	(保全義務)	30
第86条	(関係書類の引渡し等)	30
第8章	法令変更	31
第87条	(通知等)	31
第88条	(協議等)	31
第89条	(法令変更による契約の終了)	32
第9章	不可抗力	32
第90条	(通知等)	32
第91条	(協議等)	32
第92条	(不可抗力への対応)	32
第93条	(不可抗力による契約の終了)	33

第10章 雑則	33
第94条 （公租公課の負担）	33
第95条 （協議）	33
第96条 （財務書類の提出）	33
第97条 （秘密保持）	33
第98条 （個人情報保護）	34
第99条 （情報公開）	34
第100条 （著作権等の帰属）	34
第101条 （著作権等の利用等）	34
第102条 （著作権の譲渡等の禁止）	35
第103条 （著作権の侵害防止）	35
第104条 （工業所有権）	35
第105条 （株式等に関する制約）	35
第106条 （事業者の権利義務の処分）	35
第107条 （事業者の兼業禁止）	36
第108条 （準拠法及び管轄裁判所）	36
第109条 （補則）	36
第110条 （書面による通知等）	36
第111条 （仮契約）	36
第112条 （直接協定）	36
別紙1 日程表	38
別紙2 事業敷地	39
別紙3 事業者等が加入する保険等	40
別紙4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	42
別紙5 保証書の様式	43
別紙6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続	45
別紙7 サービス購入料の改定	52
別紙8 法令変更による追加的な費用の負担割合	56
別紙9 誓約書の様式	57
別紙10 モニタリングの実施及びサービス購入料の減額の基準と方法	58
別紙11 情報取扱注意項目	69
別紙12 障害者差別解消に関する特記仕様書	71

第1章 総則

(目的)

第1条 この契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(定義及び契約書類)

第2条 この契約において次の各号に掲げる用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。この契約で定義されない用語は本事業に係る入札説明書等の例による。

- (1) 維持管理期間 新施設又は既存施設の維持管理業務を行う期間を意味し、平成33年4月1日から契約期間の終了日までの期間をいう。
- (2) 維持管理企業 基本協定において、本施設の維持管理業務を担当する者として規定する者をいう。
- (3) 維持管理業務 本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいい、既存施設については平成33年4月1日から契約期間の終了日まで、新施設については本件引渡日の翌日から契約期間の終了日までの間実施するものとする。
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 備品等保守管理業務
 - エ 外構施設保守管理業務
 - オ 修繕業務
 - カ 環境衛生管理業務
 - キ 植栽管理業務
 - ク 事業期間の終了時点検業務
- (4) 維持管理の対価 サービス購入料のうち、維持管理業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分又はその金額をいう。
- (5) 運営事業 本事業とは別に、市の発注によって運営事業者が実施する、本施設の維持管理及び運営の事業をいう。
- (6) 運営事業者 本事業とは別に、市の発注により本施設の維持管理及び運営を行う者をいう。
- (7) 解体設計図書 要求水準書「資料14 提出図面一覧」の解体設計完了時提出物に掲げる図書をいい、この契約により変更された場合は、変更後のものをいう。
- (8) 解体・撤去期間 現第1展示館の解体・撤去工事の期間をいい、解体・撤去工事に着手した日から平成35年9月30日までの期間をいう。
- (9) 解体・撤去企業 現第1展示館の解体・撤去業務を実施する者をいう。
- (10) 解体・撤去業務 現第1展示館に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。
 - ア 解体・撤去に係る事前調査及びその他関連業務
 - イ 解体・撤去に係る設計及びその関連業務
 - ウ 解体・撤去工事及びその関連業務

エ 解体・撤去工事に伴う各種申請等の業務

- (11) 解体・撤去工事着工予定日 解体・撤去工事の着手が予定される日を意味し、別紙 1 日程表に規定する日をいう。
- (12) 解体・撤去の対価 サービス購入料のうち、解体・撤去業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分、又はその金額をいう。
- (13) 完工図書 要求水準書「資料 14 提出図面一覧」の完工時提出物に掲げる図書をいい、新施設の建設工事に係る完工図書と現第 1 展示館の解体・撤去工事に係る完工図書を、個別に又は総称していう。
- (14) 既存施設 現第 1 展示館、第 2 展示館、第 3 展示館、イベント館、交流センター及び立体駐車場の施設及び設備を個別に、又は総称していう。なお、新施設の供用開始以降は現第 1 展示館の解体・撤去に着手するため、当該解体・撤去に伴い、現第 1 展示館は既存施設の対象から除外される。
- (15) 既存施設敷地 別紙 2 事業敷地において「既存施設事業用地」として示される土地をいう。
- (16) 実施設計図書 要求水準書「資料 14 提出図面一覧」の実施設計完了時提出物に掲げる図書をいい、この契約により変更された場合は、変更後のものをいう。
- (17) 基本協定 市と落札者が入札説明書等に従い本事業を実施するために平成 31 年 1 月 10 日付で締結した基本協定をいう。
- (18) 業務計画書 第 16 条第 1 項に従い事業者が作成し、市の承諾を得た各事業年度の統括管理業務に係る年度管理計画書及び個別業務に係る業務計画書、並びに第 60 条第 1 項に従い事業者が作成し、市の承諾を得た維持管理業務に係る業務計画書及び年間業務計画書（いずれについてもこの契約に従い変更されたときは変更後のものをいう。）を個別に、又は総称していう。
- (19) 業務要求水準 要求水準書により定められた本業務の水準及び仕様をいう。
- (20) 供用開始予定日 新施設の供用開始が予定される日を意味し、別紙 1 日程表に規定する日をいう。
- (21) 金融機関等 本事業のために事業者に対して融資を行う銀行その他の金融機関をいう。
- (22) 契約期間 この契約の締結日からこの契約の終了する日（平成 53 年 3 月 31 日又は中途解除の日）までの期間をいう。
- (23) 建設工事着工予定日 新施設の建設工事の着工予定日を意味し、別紙 1 日程表に規定する日をいう。
- (24) 建設業務 本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

ア 建設工事及びその関連業務

イ 什器備品設置業務

ウ 各種申請等の業務

エ 検査等対応業務

オ 現第 1 展示館の解体・撤去工事及びその関連業務

- (25) 建設企業 基本協定において、新施設の建設業務を実施する者として規定する者をいう。
- (26) 現第 1 展示館敷地 既存施設敷地の一部で、別紙 2 事業敷地において「現第 1 展示館敷地」として示される土地をいう。
- (27) 現第 1 展示館敷地引渡日 現第 1 展示館敷地が事業者から市に引き渡される日をいう。
- (28) 現第 1 展示館敷地引渡予定日 現第 1 展示館敷地の事業者から市への引渡しが予定される日を意

味し、別紙 1 日程表に規定する日をいう。

- (29) 工事監理企業 基本協定において工事監理業務を実施する者として規定する者をいう。
- (30) 工事監理業務 新施設に関し、要求水準書に規定する工事監理業務をいう。
- (31) サービス購入料 この契約の履行の対価として市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。サービス購入料は、設計・建設の対価、維持管理の対価、解体・撤去業務の対価から構成される。
- (32) 事業敷地 提案書において本事業を行う場所として落札者が提案した、別紙 2 事業敷地に示される新施設敷地及び既存施設敷地を合わせた土地をいう。
- (33) 事業年度 各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
- (34) 消費税 消費税及び地方消費税をいう。
- (35) 新施設 本事業で、新たに整備する第 1 展示館（デッキを含む。）をいう。
- (36) 新施設敷地 別紙 2 事業敷地において「新施設事業用地」として示される土地をいう。
- (37) 新施設引渡日 新施設が事業者から市に引き渡される日をいう。
- (38) 新施設引渡予定日 新施設の事業者から市への引渡しが予定される日を意味し、別紙 1 日程表に規定する日をいう。
- (39) 成果物 設計図書、完工図書、業務計画書及びその他この契約に関して要求水準書又は市の要求に基づき作成され市に提出された一切の書類、図面、写真、映像等をいう。
- (40) 設計企業 基本協定において、新施設の設計業務を実施する者として規定する者をいう。
- (41) 設計業務 本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。
 - ア 事前調査業務
 - イ 各種関係機関等との調整業務
 - ウ 実施設計、解体設計及び関連業務
 - エ 検査等対応業務
- (42) 設計・建設期間 この契約の締結の日から新施設引渡日までの期間をいう。
- (43) 設計・建設業務 設計業務、建設業務及び工事監理業務を総称していう。
- (44) 設計・建設の対価 サービス購入料のうち、設計・建設業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分、又はその金額（ただし、解体・撤去の対価に含まれるものを除く。）をいう。
- (45) 設計図書 市が確認した実施設計図書及び解体設計図書をいう。
- (46) 設計変更 市が確認した実施設計図書又は解体設計図書の変更をいう。
- (47) セルフモニタリング実施計画 第 13 条第 1 項に基づき事業者が作成し、市の承諾を得ることにより定めるセルフモニタリング実施計画をいう。
- (48) 統括管理業務 本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。
 - ア 統括マネジメント業務
 - イ 総務・経理業務
 - ウ 緊急時対応業務
- (49) 提案書 入札説明書等の規定に基づき、落札者が市に対して提出した提案書及び図面に含まれる本事業に関する一切の提案をいい、この契約により変更された場合は、変更後のものをいう。
- (50) 入札説明書等 本事業に係る入札公告の際に市が公表する書類一式（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案及び様式集並びにこれらについての質問に係る回答書を

含む。)をいう。

(51) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

(52) 不可抗力 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（要求水準書又は設計図書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、市及び事業者のいずれの責めにも帰することができないものをいう。

(53) 法令等 法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

(54) 本業務 要求水準書に規定された、事業者が実施すべき業務をいう。

(55) 本事業 名古屋市国際展示場新第 1 展示館整備事業をいう。

(56) 本施設 本事業における公共施設等として位置づけられる、新施設及び既存施設を個別に、又は総称していう。

(57) 本件引渡日 新施設引渡日と現第 1 展示館敷地引渡日を、個別に又は総称していう。

(58) 本件引渡予定日 新施設引渡予定日及び現第 1 展示館敷地引渡予定日を、個別に又は総称していう。

(59) モニタリング計画 モニタリング実施計画及びセルフモニタリング実施計画を総称していう。

(60) モニタリング実施計画 別紙 10（モニタリングの実施及びサービス購入料の減額の基準と方法）に規定されるモニタリング実施計画及びこれについての質問に係る回答書をいう。

(61) 要求水準書 本事業に関して前提とする条件や、本事業における設計業務、建設業務、工事監理業務、解体・撤去業務、維持管理業務及び統括管理業務に関して、市が要求するサービスの最低水準を示す図書として入札説明書と同時に配布した要求水準書並びにこれについての質問に係る回答書を行い、この契約に従い変更（追加又は削除を含む。以下同じ。）された場合は変更後のものをいう。

(62) 落札者 市がこの契約の締結を予定する者として決定した者をいう。

2 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書の記載内容のうち、業務要求水準を超えるものについては、要求水準書に優先するものとみなす。

(1) この契約書

(2) 入札説明書等

(3) 提案書

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本施設が公益施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間の事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3 事業者は、本事業が、市が別に発注する運営事業と密接な関係にあり、本事業の遅延、瑕疵、債務

不履行等が運営事業に重大な影響を及ぼしうるため、市がかかる遅延等に起因して運営事業にかかる増加費用及び損害を負担した場合にはこれにつき事業者が損害賠償しなければならない可能性があることを十分理解し、本事業の遅延等が発生しないよう最大限の努力をするものとする。

（事業日程）

第4条 本事業は、別紙 1 日程表に定める日程に従って実施するものとする。

（本事業の概要）

第5条 本事業は、新施設の設計・建設、現第 1 展示館の解体・撤去、本施設の維持管理及び統括管理業務並びにこれらに付随し、又は関連する一切の事業により構成されるものとする。

（業務の実施）

第6条 事業者は、この契約、入札説明書等及び提案書に従い、かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。

2 事業者は、この契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本業務の遂行を拒んではならない。

3 事業者は、この契約締結後速やかに、設計業務、建設業務、工事監理業務、解体・撤去業務及び維持管理業務を委託し、又は請け負わせる者との間で、各業務に関する業務委託契約、請負契約等を締結するものとし、速やかに、当該契約書の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出しなければならない。

（事業者の資金調達）

第7条 事業者が本業務を実施するための一切の費用は、この契約に特別の規定がある場合を除き、事業者が負担するものとする。

2 前項の規定により事業者が負担する費用は、すべて事業者が自己の責任において調達するものとする。

3 事業者は、本事業に関する資金の調達に対して、PFI 法第 75 条に規定される財政上及び金融上の支援があるときは、これらが適用されるよう努めなければならない。

4 市は、事業者に対して PFI 法第 75 条の規定による法制上及び税制上の措置を講ずるとともに財政上及び金融上の支援を行うものとする。

（許認可の取得等）

第8条 事業者は、この契約上の事業者の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出等の手続（ただし、市が単独で申請すべきものを除く。以下本条において「許認可等手続」という。）を、自己の責任及び費用において行うものとする。

2 市は、事業者が市に対して許認可等手続に必要な資料の提出その他事業者の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。

3 事業者は、市が事業者に対して市による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出その他市

の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。

4 事業者は、許認可等手続について、市に対して事前説明及び事後報告を行うものとする。

5 事業者は、市の請求があったときは、許認可等手続に関して作成し、又は取得した書類の写しを市に提出するものとする。

(市又は運営事業者が実施する業務との調整等)

第9条 事業者は、本業務の実施に関連して、市又は運営事業者がその責任及び費用において行う本施設の維持管理及び運営事業が本業務に密接に関連する場合において、市が必要と認めるときは、スケジュールの調整その他の市又は運営事業者の実施する業務に対する協力をを行うものとする。

2 前項の協力を要する費用は、合理的な範囲において事業者の負担とする。

(他事業との調整・連携)

第10条 事業者は、契約期間中、市及び運営事業者との間で、新施設建設の工程、解体・撤去工事の工程、維持管理の方法その他必要な事項について、計画段階から十分に調整を行い、効率的・効果的な業務の実施等に努めるものとする。

(契約の保証)

第11条 事業者は、この契約の締結と同時に設計・建設の対価及び解体・撤去の対価の合計金額（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額（本条において、以下「保証の額」という。）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年3月名古屋市規則第17号）第30条第2項において準用される同規則第4条第3項に規定される担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。

2 契約保証金には利息を付さないものとする。

3 市は契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、この契約に基づき事業者が市に対して支払うべき損害金、違約金及び賠償金に充当することができる。

4 市は、事業者が納付した契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、第51条に従い新施設の引渡しを受けた後、事業者の請求に基づき遅滞なく事業者に戻還するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(1) 事業者が市を被保険者とし、保証の額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、その保険証券を市に提出したとき。

(2) 事業者を被保険者とし、設計企業及び建設企業をして、設計・建設の対価（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、かつ、解体・撤去企業をして、解体・撤去の対価（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、それらの保険金請求権に第84条第2項第1号に基づく違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。

6 前項第1号の履行保証保険の保険期間はこの契約の締結日から現第1展示館敷地引渡予定日までとし、前項第2号の履行保証保険の保険期間は、設計企業が締結するものについてはこの契約の締

結日から別紙 1 日程表に規定する実施設計図書の提出期限までとし、建設企業が締結するものについては建設工事着工予定日から新施設引渡予定日までとし、解体・撤去企業が締結するものについては、解体・撤去工事着工予定日から現第 1 展示館敷地引渡予定日までとする。

7 第 5 項第 1 号の履行保証保険の保険金の充当については、第 3 項を準用するものとする。

(貸与品)

第12条 市は、設計・建設期間にわたり現第 1 展示館及び事業敷地に関する資料等を、維持管理期間にわたり本施設にかかる完工図書その他の資料等を、それぞれ事業者に貸与するものとする。

2 事業者は、前項により各図書の貸与を受けたときは、直ちに市に借用書を提出しなければならない。

3 事業者は、貸与を受けた各図書を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 事業者は、本業務の完了、この契約の終了等によって貸与を受けた各図書が不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。

(市のモニタリング)

第13条 事業者は、モニタリング実施計画に基づき、落札者の提案書を踏まえたセルフモニタリング実施計画を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。

2 事業者は、市がモニタリング計画に基づき、本業務の実施状況等のモニタリングを行うことを了承し、モニタリング計画に定められた書類等を提出するほか、市の実施するモニタリングに協力しなければならない。

3 事業者は、市からモニタリング計画に基づき注意、嚴重注意、是正指導、是正勧告、再度是正勧告又は警告を受けたときは、その内容に従い対策、是正措置等を講じなければならない。

4 市は、モニタリング計画に基づくモニタリングの実施又は市が実施するモニタリングの見落としを理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(セルフモニタリング)

第14条 事業者は、モニタリング計画に定められたセルフモニタリングの方法に従って、自らが実施する業務がこの契約、入札説明書等及び提案書に従って実施されていることを定期的に確認し、その結果を市に報告するものとする。

(債務不履行による損害)

第15条 市及び事業者は、この契約上の義務の履行を怠ったときは、それにより相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は事業者がこの契約に基づいて履行すべき金銭債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下、「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払うものとする。

第2章 統括管理業務

（統括管理業務の実施）

第16条 事業者は、要求水準書に従い、各事業年度の統括管理業務に係る年度管理計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、年度管理計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の年度管理計画書を市に提出して、承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、自己の責任及び費用において、この契約、要求水準書、年度管理計画書及び提案書に従って、統括管理業務を遂行するものとする。
- 4 事業者は、法令等及びこの契約の定めに従い、統括管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

（統括管理業務実施体制の確認）

第17条 事業者は、この契約締結後速やかに、設計・建設期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。

- 2 事業者は、解体・撤去業務及び維持管理業務の業務開始日に先立ち、解体・撤去期間及び維持管理期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。
- 3 市は、前二項に規定する報告を受けたときは、事業者の実施体制を確認するものとする。市は、確認の結果、実施体制がこの契約等の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができる。
- 4 事業者は、前項により市に是正を求められたときは、是正を求められた事項について補正等を行い、再度、市の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、設計・建設期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、前二項の確認を、設計業務の開始までに受けなければならない。
- 6 事業者は、解体・撤去期間及び維持管理期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、第3項又は第4項の確認を、維持管理業務の開始までに受けなければならない。

（総括責任者）

第18条 事業者は、要求水準書に従い、設計・建設期間、解体・撤去期間及び維持管理期間のそれぞれについて、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者を定め、統括マネジメント業務の開始までに、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。

- 2 総括責任者は、原則として落札者の構成員又は協力会社から選出するものとし、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、要求水準書「別紙1 業務実施体制図」に規定される条件に従い、個別業務の業務責任者が兼務することができるものとする。
- 3 総括責任者は、この契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び総括を行うほか、サービス購

入料の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。

(総括責任者の変更)

第19条 市は、設計・建設期間、解体・撤去期間及び維持管理期間の各期間中において、総括責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、総括責任者の変更を要請することができる。

2 事業者は、前項の要請を受けたときは、14 日以内に新たな総括責任者を選出し、市の承諾を得なければならない。

3 事業者は、設計・建設期間、解体・撤去期間及び維持管理期間の各期間中において、やむを得ない事由により、総括責任者を変更する必要があるとき、市の承諾を得た上で、総括責任者を変更することができる。

第3章 設計業務

(設計業務の実施)

第20条 事業者は、この契約締結後速やかに、日本国の法令等を遵守し、この契約、要求水準書、及び提案書に基づき、設計業務を行うものとする。

2 事業者は、この契約締結後速やかに、要求水準書に従い設計計画書を作成の上、市に提出しなければならない。事業者は、市に提出した設計計画書に従い設計業務を実施するものとする。

3 事業者は、設計業務の実施に関する一切の責任を負うものとする。

4 事業者は、設計業務を行うに当たり、定期的に市との打合せを行うとともに、必要に応じて設計内容の協議を行うものとする。

(事業敷地への立入り)

第21条 事業者は、設計業務の実施のために必要なときは、あらかじめ市の承諾を得て、事業敷地に立入ることができる。

(第三者による設計)

第22条 事業者は、設計業務の実施を設計企業及び解体・撤去企業に委託し、又は請け負わせるものとし、設計企業又は解体・撤去企業以外の者に、設計業務を実施させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者並びに設計企業及び解体・撤去企業は、事前に市の承諾を得たときは、設計業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせるときも同様とする。

3 前 2 項の規定による設計企業並びに設計企業及び解体・撤去企業以外の第三者への設計業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計企業又は解体・撤去企業その他設計業務に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰す

べき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（事前調査業務）

第23条 事業者は、要求水準書に規定される事前調査業務を実施するものとする。また、事業者は、要求水準書に規定されるもののほか、設計業務又は建設業務の実施に必要な測量調査、地質調査などの事前調査等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の事前調査等を実施するときは、市に連絡し、その承諾を得た上で自己の責任及び費用において実施するものとする。
- 3 事業者は、第 1 項の規定による事前調査等を終了したときは、当該事前調査等に係る報告書を市に提出して、その確認を受けなければならない。
- 4 事業者が第 1 項の規定により実施した事前調査等の不備、誤謬等又は事業者が十分な事前調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、事業者が負担するものとする。
- 5 第 1 項の事前調査等により、事業敷地に、入札説明書等に明示されていない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵が発見されたとき又は事業敷地の状況が入札説明書等の内容と著しく異なるときは、速やかに市に連絡し、市の確認を受けるものとする。
- 6 前項に定める地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵があり、又は事業敷地の状況に入札説明書等との著しい不一致があり、これらが入札説明書等その他一般に利用できる資料等によっては予測できないものであり、当該瑕疵等又は著しい不一致に起因して事業者に追加的な費用又は損害が生じたときは、市は、合理的な範囲でこれを負担するものとする。この場合において、市は必要と認めるときは要求水準書を変更し、事業者に対して設計図書の変更を求め、若しくは設計・建設期間又は解体・撤去期間を変更するものとする。事業者は、当該追加的な費用及び損害の発生を最小限とし、かつ、拡大を低減するよう努めなければならない。

（設計変更）

第24条 市は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を求めることができる。市は、設計図書の変更を求めるときは、変更の概要を事業者に通知するものとし、事業者は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して通知受領後 15 日以内にその結果を通知しなければならない。

- 2 市は、前項の通知を踏まえて設計変更を求めるか否かを最終的に決定し、事業者に通知する。事業者は、通知を受けた決定に従うものとする。
- 3 前 2 項の規定により設計図書が変更される場合において、当該変更により本業務について追加的な費用（設計業務及び建設業務に係る費用のほか、維持管理業務に係る費用を含む。以下同じ。）が発生するときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じるときはサービス購入料を減額するものとする。
- 4 事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
- 5 前項の規定により事業者が市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生するときは、事業者が負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス購入料を減額するものとする。

(法令変更等による設計変更等)

第25条 この契約の締結日以降、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令等の新設又は改正（以下「法令変更」という。）により、設計変更が必要となった場合、事業者は、市に対し、設計変更の承諾を求めるものとする。

- 2 前項の規定により事業者が市に設計変更の承諾を求め、市がそれを承諾する場合において、要求水準書の変更が必要となったときは、市はこれを変更することができ、事業者は、市が変更した要求水準書に基づいて設計業務を行わなければならない。
- 3 前項の規定により、事業者が設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生するときは、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じるときは、市と事業者が協議の上、サービス購入料を減額するものとする。
- 4 第 2 項の規定による設計変更に起因して新施設又は現第 1 展示館敷地の引渡しの遅延が見込まれるときは、市と事業者が協議の上、本件引渡予定日を変更することができる。

(運営事業者の意見の聴取及び反映)

第26条 事業者は、運営事業者の意見を聴取し、その意見を解体設計及び実施設計を行う際の参考とするものとする。

- 2 運営事業者の意見を反映するために、本業務について費用の変更が必要となる場合は、事業者はその概要を市に通知するものとし、市は運営事業者の意見の反映の要否を検討するものとする。
- 3 前項の検討結果を踏まえて、市が、運営事業者の意見の反映を求めるときは、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じるときはサービス購入料を減額するものとする。

(周辺住民との調整等)

第27条 事業者は、本施設の整備に関する周辺住民との調整及び説明会等を行うものとし、市は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

(設計段階におけるモニタリング)

第28条 市は、事業者の設計業務の実施状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。

- 2 事業者は、市に対して、設計状況を報告するほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
- 3 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計の完了)

第29条 事業者は、実施設計図書及び解体設計図書のそれぞれについて、作成を完了したときは、遅滞なく、市に対して各設計図書を提出し、その確認を受けなければならない。市の確認を受けた設計図書の

変更を行うときも同様とする。各設計図書の提出は、別紙１日程表に定める日程に従うものとする。

- 2 市は、事業者から提出された実施設計図書及び解体設計図書がこの契約、入札説明書等、提案書及びその他市と事業者の打合せにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された実施設計図書若しくは解体設計図書ではこの契約、入札説明書等及び提案書において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、事業者の責任及び費用において修正することを求めることができる。
- 3 事業者は、市からの指摘により、又は自ら実施設計図書及び解体設計図書に不備、不具合等を発見したときは、自己の責任及び費用において速やかに当該設計図書の修正を行い、修正を行った事項を市に報告し、その確認を受けるものとする。設計図書の変更について不備、不具合等を発見した場合も同様とする。
- 4 事業者は、実施設計図書につき第１項に基づいて市の確認を受けたときは、遅滞なく設計業務完了届を市に提出しなければならない。
- 5 市は、第１項若しくは第３項の規定に基づき、解体設計図書若しくは実施設計図書の確認を行ったこと、又は事業者に対して第２項の規定に基づき修正を求めたことを理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第４章 建設業務及び工事監理業務

第１節 総則

（工事の実施）

第30条 事業者は、日本国の法令等を遵守の上、この契約、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、建設業務を実施しなければならない。

- 2 新施設の建設工事（以下「本件建設工事」という。）及び現第１展示館の解体・撤去工事（以下「本件解体・撤去工事」といい、本件建設工事と併せて「本件工事」と総称する。）を実施するために必要な一切の手段については、要求水準書、設計図書及び提案書に特に定めがあるものを除き、事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 3 事業者は、本件工事に必要な電気、ガス、水道等を自己の責任及び費用において調達しなければならない。
- 4 事業者は、市又は運営事業者が行う本施設の維持管理及び運営事業に支障を及ぼさないよう配慮しながら本件工事を実施するものとする。

（建設業務の第三者への委託等）

第31条 事業者は、建設業務を建設企業及び解体・撤去企業に委託し、又は請け負わせるものとし、建設企業又は解体・撤去企業以外の者に、建設業務を実施させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者並びに建設企業及び解体・撤去企業は、事前に市の承諾を得たときは、建設業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の

第三者に委託し、又は、請け負わせる場合も同様とする。

- 3 前 2 項の規定による建設企業並びに建設企業及び解体・撤去企業以外の第三者への建設業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、建設企業又は解体・撤去企業その他本件工事に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（建設業務に係る保険）

第32条 事業者は、建設期間中、自ら又は建設企業及び解体・撤去企業をして、本件工事について別紙3 事業者等が加入する保険等の第1項に掲げる保険契約を締結し、又は締結させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設企業及び解体・撤去企業に保険契約を締結させたときは、直ちに当該保険契約に係る保険証券の写しを市に提出し、内容の確認を受けなければならない。

（事業敷地の使用及び管理）

第33条 事業者は、本件工事を事業敷地において実施しなければならない。ただし、業務の性質上、事業敷地以外の場所で実施すべきものについては、この限りではない。

- 2 事業者は、平成31年4月1日から本件引渡日までの期間、事業敷地をこの契約の履行のために必要な範囲で無償にて使用することができる。事業者は、当該期間中、善良なる管理者の注意義務をもって事業敷地全体及び事業敷地内に存する建築中の建物、工作物等の管理を行うものとする。
- 3 事業者は、本件工事の工事現場における安全管理、警備等を行うものとする。
- 4 本件工事の実施に関し、労働者が災害を被り、又は建設機械器具その他必要な設備が盗難にあい、若しくは損傷を受けること等により追加的な費用又は損害が発生したときは、当該追加的な費用又は損害は、事業者が負担するものとする。ただし、当該追加的な費用又は損害が不可抗力によって発生したものであるときは、この限りではない。
- 5 事業者は、本件工事に際して、事業敷地内に汚染土壌を発見したときは、法令等に従い適切に処理しなければならない。
- 6 新施設敷地については、市と事業者の協議により、事業者が本事業を遂行する上で支障のない範囲において、市がこれを使用することができるものとする。かかる市の新施設敷地の全部又は一部の使用により事業者に損害が生じたときは、市が合理的な範囲でこれを負担するものとする。

（工事に伴う各種調査等）

第34条 事業者は、要求水準書に規定される近隣調査・準備調査等を実施するものとする。また、事業者は、要求水準書に規定されるもののほか、建設業務の実施に必要な測量調査、地質調査などの各種調査等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の各種調査等を実施するときは、市に連絡し、その承諾を得た上で自己の責任及び費用において実施するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定による各種調査等を終了したときは、当該各種調査等に係る報告書を市

に提出して、その確認を受けなければならない。

- 4 事業者が第 1 項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が十分な各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、事業者が負担するものとする。
- 5 第 1 項の各種調査等により又は本件工事の実施の過程において、事業敷地に、入札説明書等に明示されていない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵が発見されたとき又は事業敷地の状況が入札説明書等の内容と著しく異なるときは、速やかに市に連絡し、市の確認を受けるものとする。
- 6 前項に定める地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵があり、又は事業敷地の状況の入札説明書等との著しい不一致があり、これらが入札説明書等その他一般に利用できる資料等によっては予測できないものであるときは、当該瑕疵等又は著しい不一致に起因して事業者に追加的な費用又は損害が生じたときは、市は、合理的な範囲でこれを負担するものとする。この場合において、市は必要と認めるときは要求水準書を変更し、事業者に対して設計図書の変更を求め、又は設計・建設期間若しくは解体・撤去期間を変更するものとする。事業者は、当該追加的な費用及び損害の発生を最小限とし、かつ、拡大を低減するよう努めなければならない。
- 7 前項により要求水準書の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。
 - (1) 市は、必要と認めた場合には、要求水準書の変更を事業者に求めることができる。
 - (2) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、その対応可能性及び費用見込額を検討し、市の要求を受けた日から 30 日以内に市に対し通知しなければならない。
 - (3) 市は、前号の通知の内容に基づき、事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス購入料に算入するものとする。
 - (4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス購入料を減額するものとする。
 - (5) 第 3 号の協議が協議開始の日から 60 日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、第 93 条の規定により解除されたものとみなし、第 7 章の規定を適用する。

(建設段階におけるモニタリング)

第35条 市は、事業者の建設業務の実施状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。

- 2 事業者は、市に対して、工事監理状況報告書を毎月提出するほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
- 3 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(工事に伴う近隣対策)

第36条 事業者は、自己の責任及び費用において、本件工事について周辺住民に説明を行うとともに、騒音、振動、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他本件工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、適切な近隣対策及び近隣対応を実施するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による近隣対策又は近隣対応の実施について、当該近隣対策又は近隣対応の

実施前にその内容を、実施後にその結果を、市に報告するものとする。

- 3 事業者は、近隣対策又は近隣対応の不調を理由として提案書に示した提案内容を変更することができない。ただし、市の承諾を得たときは、この限りではない。
- 4 近隣対策又は近隣対応の実施により、事業者が生じた追加的な費用（本件引渡予定日を変更することにより発生する追加的な費用を含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、市が設定した条件に直接起因して近隣対策又は近隣対応が必要となった場合の追加的な費用については、市が負担するものとする。

第2節 本件工事等

（工事の開始）

第37条 事業者は、第29条第4項の規定により設計業務完了届を市に提出した後、速やかに本件工事を開始するものとする。

- 2 市は、前項に基づき本件工事が開始できるよう、新施設敷地及び現第1展示館敷地を引き渡すものとする。
- 3 事業者は、本件工事を開始しようとするときは、あらかじめ市にその旨を通知するものとする。

（備品等の調達）

第38条 事業者は、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、什器備品等を調達し、新施設に設置するものとする。

- 2 事業者は、要求水準書、設計図書及び提案書に従って設置されるべき什器備品についての什器備品財産管理台帳を、第44条による市の完工確認までに作成し市に提出しなければならない。

（着工前の提出書類等）

第39条 事業者は、要求水準書に規定される施工計画書等の書類を本件工事の着工前に市に提出し、市の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により市に提出した書類に従って本件工事を実施しなければならない。
- 3 事業者は、建設期間中、工事現場に常に工事記録を備え置かなければならない。
- 4 市は、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

（工事監理の第三者への委託等）

第40条 事業者は、工事監理業務を工事監理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、工事監理企業以外の者に本件工事に係る工事監理業務を実施させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者及び工事監理企業は、事前に市の承諾を得たときは、工事監理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。この場合において、工事監理業務と本件工事を同一の者が実施してはならない。

- 3 前 2 項の規定による工事監理企業及び工事監理企業以外の第三者への工事監理業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、工事監理企業その他工事監理業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(工事監理者)

第41条 事業者は、本件工事に着工する前に、自らの責任及び費用で建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に規定する工事監理者を設置し、設置後速やかに当該工事監理者の氏名を市に対して通知するものとする。

- 2 市は、事業者を通じて工事監理者に工事監理の状況を工事監理状況報告書として毎月報告を求めるとともに、必要に応じて随時報告を求めることができ、工事監理者はこれに従わなければならない。
- 3 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前項の規定を遵守するために必要な協力を行うものとする。

(市による中間確認等)

第42条 市は、新施設がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い建設され、かつ、現第 1 展示館がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い解体・撤去されていることを確認するため、事業者にあらかじめ通知した上、建設及び解体・撤去状況について、事業者、建設企業及び解体・撤去企業に対して説明を求め、中間確認をすることができる。この場合において、本件工事の現場において建設及び解体・撤去状況を確認するときは、事業者及び建設企業又は事業者及び解体・撤去企業が立ち会うものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による中間確認の実施について、市に対して可能な限りの協力を行うものとし、建設企業又は解体・撤去企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 市は、前 2 項に定めるほか、事業者にあらかじめ通知することなく、随時、本件工事に立ち会い、建設及び解体・撤去状況について確認することができる。
- 4 市は、前 3 項の規定による立ち会い、説明、確認又は報告の結果、建設及び解体・撤去状況がこの契約、要求水準書、設計図書又は提案書の内容を逸脱していることが判明したときは、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。
- 5 市は、本条の規定による立会い、確認等の実施を理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(事業者の完工検査)

第43条 事業者は、新施設の完成後又は現第 1 展示館解体・撤去業務の完了後速やかに、それぞれ、自己の責任において要求水準書に基づき、完工検査を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する完工検査への立会いを求めることができる。ただし、市は、かかる立会いの実施を理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、完工検査に対する市の立会いの実施の有無を問わず、要求水準書に基づき、完工検査の

完了後速やかに工事完了届を市に提出し、完工検査の結果を報告しなければならない。

- 4 事業者は、完工検査終了時には施工記録を施工記録書として用意して、現場で市の確認を受けなければならない。

(市による完工確認)

第44条 市は、前条の完工検査終了後、事業者から工事完了届の提出を受けたときは、速やかに、要求水準書に基づき、新施設の完工確認又は現第 1 展示館の解体・撤去業務の完工確認を実施するものとする。この場合において、事業者は、現場説明、資料提供等の方法により、市の完工確認に協力しなければならない。

- 2 市は、この契約、要求水準書、設計図書、提案書及びその他の関係書類に基づき建設業務の適否を判断するものとする。
- 3 市は、新施設に不備、不具合等があり、又は建設業務がこの契約、要求水準書、設計図書及び提案書に適合しないと認めるときは、不備、不具合、不適合等の具体的内容を明らかにし、相当の期間を定めて事業者に対しその修補等を求めることができる。この場合において、当該修補等に係る費用は、事業者が負担するものとし、その他この契約に定めのない事項は要求水準書の定めるところによるものとする。
- 4 事業者は、前項の規定により修補等を求められたときは、速やかに修補等を行い、その完了後、改めて市の完工確認を受けなければならない。この場合において、市及び事業者は速やかに完工確認に係る手続を行わなければならない。
- 5 第 1 項又は前項の完工確認を実施したことを理由として、市は、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(完工確認済書の交付)

第45条 市が、前条第 1 項及び第 4 項に規定する完工確認及び第 54 条の規定による維持管理業務体制の確認を行い、かつ、事業者が自ら又は維持管理企業に別紙 3 事業者等が加入する保険等の「第 3. 維持管理業務に係る保険」に掲げる保険契約等を締結し、又は締結させ、当該保険契約に係る保険証券等の写しを完工図書とともに市に提出したときは、市は速やかに事業者に対して完工確認済書を交付するものとする。

- 2 市は、前項の規定に基づき完工確認済書を交付したことを理由として、事業者の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(工期の変更)

第46条 市が事業者に対して工期（新施設の建設工事については建設工事着工予定日から第 39 条第 1 項の規定により市の承諾を受けた施工計画書に記載された工事完了予定日まで、現第 1 展示館の解体・撤去工事については解体・撤去工事着工予定日から第 39 条第 1 項の規定により市の承諾を受けた施工計画書に記載された工事完了予定日をいう。以下同じ。）の変更を請求したときは、市と事業者は、協議により当該変更の要否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。

- 2 事業者が不可抗力その他事業者の責めに帰することができない事由により工期を遵守できないこと

を理由として工期の変更を請求したときは、市及び事業者は、協議により当該変更の要否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。ただし、市と事業者との間において協議が調わない場合、市が合理的な工期を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。

- 3 前二項の規定による工期の変更に伴い本件引渡予定日に変更される場合においても、第 76 条第 1 項に規定するこの契約の終了の日は、変更されないものとする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により工期の変更が行われた場合、当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由によるとき（運営事業に関連する事由によるときを含む。）は、市は合理的な範囲で事業者が発生した損害及び追加的な費用を負担するものとし、当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、事業者が損害及び追加的な費用を負担するものとする。
- 5 不可抗力又は法令変更により工期の変更が行われた場合における損害及び追加的な費用は、それぞれ別紙 4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合、又は別紙 8 法令変更による追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

（引渡し遅延に伴う費用負担）

第47条 市は、事業者の責めに帰することができない事由により新施設の引渡し又は現第 1 展示館敷地の引渡しが生じたときは、当該遅延により事業者が負担した追加的な費用について、合理的な範囲で事業者を支払うものとする。ただし、当該遅延が市の責めに帰すべき事由による場合（運営事業に関連する事由によるときを含む。）は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げるものではなく、また、当該遅延が不可抗力によるときは、当該遅延により事業者が生じた損害及び追加的な費用は、別紙 4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、新施設の引渡し又は現第 1 展示館敷地の引渡しが生じたときは、事業者は、それぞれ新施設引渡予定日又は現第 1 展示館敷地引渡予定日より遅延したときは、事業者は、それぞれ新施設引渡予定日又は現第 1 展示館敷地引渡予定日の翌日から起算して、新施設引渡日又は現第 1 展示館敷地引渡日までの期間につき、設計・建設の対価（消費税を含み、支払利息を除く。）又は解体・撤去の対価（消費税を含み、支払利息を除く。）に相当する金額につき、それぞれ新施設引渡予定日又は現第 1 展示館敷地引渡予定日における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害（市が運営事業に関連して支払う必要のある損害又は費用を含む。）があるときは、その損害額を支払わなければならない。
- 3 提案書の記載に基づいて新施設引渡予定日が平成 34 年 6 月 30 日より早い日に設定された場合で、事業者の責めに帰すべき事由により、新施設の引渡しが生じたときは、前項に規定する損害賠償金のほか、新施設引渡予定日から新施設引渡日又は平成 34 年 6 月 30 日のいずれか早いほうの日までの期間につき、設計・建設の対価（消費税を含み、支払利息を除く。）に相当する金額につき、新施設引渡予定日における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額に相当する違約金を、日割り計算により支払うものとする。

（工事の中止等）

第48条 市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知した上で、本件工事の全部又は一部

を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。この場合において、市は、当該一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う追加的な費用を必要としたとき、又は事業者が損害を及ぼしたときは、合理的な範囲で、これらの追加的な費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。
- 3 工事の一時中止が不可抗力又は法令変更による場合においては、前項の追加的な費用又は損害は、それぞれ別紙 4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合、又は別紙 8 法令変更による追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

（建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害）

第49条 事業者は、本件工事に際し第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたものであるときも事業者の負担とする。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担するものとする。

（不可抗力による損害）

第50条 事業者は、新施設の引渡し又は現第 1 展示館敷地の引渡しを行う前に、不可抗力により、新施設、現第 1 展示館敷地、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害が生じたときは、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を事業者へ通知するものとする。
- 3 前項に規定する損害及びこれに係る追加的な費用は別紙 4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものは、全て事業者が負担するものとする。

（新施設の引渡手続）

第51条 事業者は、市から新施設についての完工確認済書の交付を受けた後、新施設引渡予定日に新施設を市に引き渡すものとする。

- 2 事業者は、市から委任を受け、新施設の所有権移転後、速やかに市名義での登記を行うものとし、市は、これに協力するものとする。

（現第 1 展示館敷地の引渡手続）

第 51 条の 2 事業者は、市から現第 1 展示館敷地についての完工確認済書の交付を受けた後、現第 1 展示館敷地引渡予定日に現第 1 展示館敷地を市に引き渡すものとする。

(新施設の瑕疵担保責任)

第52条 市は、新施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補（備品については交換を含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新施設引渡日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は建設企業の故意又は重大な過失により生じた場合、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 市は、新施設の引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、前 2 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 市は、新施設が瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から 1 年以内に第 1 項の規定による権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、建設企業をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書（別紙 5 保証書の様式に定める様式によるものに限る。）を建設企業から徴し市に差し入れるものとする。

(現第 1 展示館敷地の瑕疵担保責任)

第 52 条の 2 市は、第 51 条の 2 により事業者から引渡しを受けた現第 1 展示館敷地において解体・撤去工事につき瑕疵（ただし、現第 1 展示館敷地の杭のうち、市が残置につき書面をもって承諾したものは瑕疵には該当しない。）があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、現第 1 展示館敷地引渡日から 1 年以内に行わなければならない。
- 3 市は、現第 1 展示館敷地の引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、前 2 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 事業者は、解体・撤去企業をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書（別紙 5 保証書の様式に定める様式によるものに限る。）を解体・撤去企業から徴し市に差し入れるものとする。

第 5 章 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

第53条 事業者は、新施設については新施設引渡日から、既存施設については平成 33 年 4 月 1 日から、それぞれ、自己の責任及び費用において、この契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従って、維持管理業務を遂行するものとする。

- 2 事業者は、法令等及びこの契約の定めに従い、維持管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。
- 3 事業者は、市又は運営事業者が行う本施設の維持管理及び運営事業、並びに現第1展示館敷地の市への引渡し後の市又は第三者による当該敷地の利用に支障を及ぼさないよう配慮しながら維持管理業務を実施するものとする。

(維持管理業務実施体制の確認)

第54条 事業者は、前条に定める維持管理業務の業務開始日に先立ち、維持管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保するとともに、維持管理業務に必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。

- 2 事業者は、前項の研修、訓練等の実施後、この契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従って維持管理業務を遂行することが可能となった時点において、市に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、維持管理業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を市に提出するものとする。
- 3 市は、前項に規定する報告を受けたときは、事業者の実施体制を確認するものとする。市は、確認の結果、実施体制がこの契約等の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができる。
- 4 事業者は、前項により市に是正を求められたときは、是正を求められた事項について補正等を行い、再度、市の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、前2項の確認を、新施設については新施設引渡日までに、既存施設については平成33年4月1日までに、それぞれ受けなければならない。

(修繕・更新)

第55条 事業者は、この契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に基づき、本施設（第38条第1項の規定により事業者が調達及び設置した什器備品等を除く。以下、本条について同じ。）の修繕及び更新（建築物等の劣化した部分若しくは部材、又は設備等を、新しいものに取り替えることをいう。以下、本条について同じ。）（市が実施する本施設の修繕及び更新を除く。）を自己の責任及び費用において実施するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により本施設の修繕又は更新を行った場合、市は、これに要した費用を負担する。

- 2 事業者が業務計画書にない修繕若しくは更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得るものとする。
- 3 事業者は、本施設の修繕又は更新を行った場合、必要に応じて当該修繕又は更新を、貸与を受けた完工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を市に対して提出しなければならない。

(要求水準書の変更)

第56条 法令変更により要求水準書の変更が必要又は可能となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 市は、自ら又は事業者の申出により、事業者と協議の上、法令等の要求する水準に見合うように要求水準書を変更するものとする。
 - (2) 前号に規定する要求水準書の変更により事業者に追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担し、サービス購入料に算入するものとする。
 - (3) 第1号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス購入料を減額するものとする。
 - (4) 第1号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、第89条の規定により解除されたものとみなし、第7章の規定を適用するものとする。
- 2 不可抗力その他市がやむを得ないと認める理由により要求水準書の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。
- (1) 市は、自ら又は事業者の申出を受け必要と認めた場合には、要求水準書の変更を事業者に求めることができる。
 - (2) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、その対応可能性及び費用見込額を検討し、市の要求を受けた日から30日以内に市に対し通知しなければならない。
 - (3) 市は、前号の通知の内容に基づき、事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス購入料に算入するものとする。
 - (4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス購入料を減額するものとする。
 - (5) 第3号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、第93条の規定により解除されたものとみなし、第7章の規定を適用する。
- 3 事業者から要求水準書の変更を申し入れるときの取扱いについては、次に定めるところによる。
- (1) 事業者は、合理的な必要が生じたと認める場合、要求水準書の変更を市に求めることができる。この場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。
 - (2) 市は、前号に定める協議が成立した場合、要求水準書の変更を行うものとする。この場合のサービス購入料の変更については、市及び事業者の合意によるものとする。
- 4 第1項又は第2項に基づき要求水準書を変更するときは市が事業者に変更内容を書面により通知することにより変更するものとし、前項に基づき変更するときは市及び事業者が書面により変更内容を合意した上で要求水準書を変更するものとする。
- 5 前項の規定による要求水準書の変更により、必要と認められるときは、事業者は、第60条に定める業務計画書を変更し、変更内容について市の承諾を得るものとする。

(運営事業者との連携)

第57条 事業者は、維持管理業務の実施に当たっては、運営事業者からの要望及び苦情の対応体制を明確にするとともに、運営事業者の意見を聞き、業務の改善に取り組むものとする。

(維持管理業務責任者)

第58条 事業者は、要求水準書に従い、維持管理業務全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者を定め、維持管理業務の開始までに、市にその氏名、所属等を報告しなければならない。維持管理業

務責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を市に報告しなければならない。

（維持管理業務担当者）

第59条 事業者は、維持管理業務の開始までに、維持管理業務担当者の名簿を市に提出しなければならない。また、事業者は、維持管理業務担当者に異動があった場合、その都度、速やかに市に報告しなければならない。

（業務計画書）

第60条 事業者は、要求水準書に従い、それぞれ、新施設については新施設引渡日から事業期間終了までの、既存施設については平成33年4月1日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年間業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、業務計画書又は年間業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年間業務計画書を市に提出して、承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、業務計画書及び年間業務計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。

（業務計画書の見直し等）

第61条 事業者は、第66条のセルフモニタリングにより、本施設の維持管理状況を把握した上で、業務要求水準が達成され、施設の設置目的が適切に実現されているかにつき、常に検証した上で、業務計画書又は年間業務計画書の変更が必要又は望ましいと認めるときは、前条第2項の規定に基づき、それらの内容を速やかに改善しなければならない。

- 2 事業者は、維持管理業務の実施状況又はその結果が業務要求水準に達しない場合において、単に業務計画書及び年間業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（近隣対策）

第62条 事業者は、自己の責任及び費用において、維持管理業務を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策及び近隣対応を実施するものとする。なお、近隣対策又は近隣対応の実施について、事業者は市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、市は事業者に対して合理的な範囲で必要な協力を行う。ただし、市が設定した条件に直接起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、市が対応するものとする。

（第三者による実施）

第63条 事業者は、維持管理業務を維持管理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の者に、維持管理業務を実施させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者及び維持管理企業は、事前に市の承諾を得たときは、維持管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。市の承諾を得るにあたり、事業者及び維持管理企業は、当該第三者の商号、住所その他市が別途定める事項を市に通知しなければならない。当該第三者が自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。
- 3 前2項の規定による、維持管理企業及び維持管理企業以外の第三者への維持管理業務の委託又は

請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、維持管理企業その他維持管理業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第64条 事業者が維持管理業務を実施するに際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、事業者は、速やかに市にその内容を報告するとともに、自己の責任において解決に当たるものとする。この場合、事業者は、市と緊密に協議して対応しなければならない。

- 2 事業者が維持管理業務の実施により第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。
- 3 維持管理業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合も、前項と同様とする。
- 4 第2項本文の規定に関わらず、第三者に対して市が損害を賠償した場合、市は事業者に対して当該賠償した金額（ただし、市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）を求償するものとする。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。

(維持管理段階におけるモニタリング)

第65条 市は、事業者の維持管理業務の履行状況及び本施設の状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。

- 2 事業者は、要求水準書に従い、市に対して、維持管理状況を報告するほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
- 3 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(セルフモニタリング)

第66条 事業者は、常に本施設の維持管理状況を把握し、何らかの理由でこの契約、要求水準書、業務計画書若しくは提案書に従った維持管理業務の実施ができない場合、要求水準書、業務計画書若しくは提案書に規定された水準若しくは仕様が達成出来ない場合、又はそれらの事態が生じるおそれを認める場合、その理由及び対処方法等を直ちに市に報告しなければならない。

(要望等の処理)

第67条 事業者は、本施設の利用者、周辺住民又は運営事業者から要望、意見及び苦情等（以下「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、速やかに、市に報告しなければならない。

- 2 市は、前項により事業者が受け付けた要望等及び市が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて公表できるものとする。

(実地調査への対応)

第68条 事業者は、市による実地調査を受ける場合は、誠実に対応しなければならない。この場合において、市が調査に基づき必要な指示をしたときは、事業者は、これに従わなければならない。

(業務報告書の提出)

第69条 事業者は、維持管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、日報、月間業務報告書及び年間業務報告書を作成し、月間業務報告書及び年間業務報告書を市に提出しなければならない。

(維持管理業務に係る保険)

第70条 事業者は、維持管理期間中、自ら又は維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者をして別紙3 事業者等が加入する保険等に定める保険契約等を締結し、又は締結させ、保険料等を負担し、又は負担させるものとする。

- 2 事業者は、前項により保険契約を締結し、又は維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者をして保険契約を締結させたときは、速やかに保険証券の写しを市に提示し、内容の確認を受けなければならない。

第6章 サービス購入料の支払

(サービス購入料の支払)

第71条 市は、事業者がこの契約の規定に従い、業務を適正に履行したことを確認することを条件として、別紙6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続に掲げる支払時期及び支払手続に従い、事業者に対して、サービス購入料を支払うものとする。

- 2 この契約が各四半期の末日以外の日を終了した場合における維持管理の対価の支払については、当該終了日までの履行部分につき別紙6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続の規定に準じた手続により行うものとする。

(サービス購入料の改定)

第72条 前条第1項の規定にかかわらず、サービス購入料の支払額は、必要に応じて、別紙7 サービス購入料の改定に定める方法により改定するものとする。

(サービス購入料の使途)

第73条 事業者は、サービス購入料をこの契約の業務の遂行に要する経費以外に使用してはならない。

(サービス購入料の減額)

第74条 市は、モニタリングの結果に基づき、維持管理の対価をモニタリング計画に定める方法により減

額し、又はその支払を停止することができる。

- 2 市は、維持管理業務については、業務の実施が確認できた期間及び範囲のサービス購入料を支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定は、事業者の業務要求水準の未達又はその他事業者のこの契約の債務の不履行による、市の損害賠償請求を妨げるものではない。また、第 1 項によるサービス購入料の減額を損害賠償額の予定による相殺と解してはならない。

(サービス購入料の返還)

第75条 サービス購入料の支払後に業務報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、事業者は、市に対して、モニタリング計画に従い、受領したサービス購入料の全部又は一部を、当該サービス購入料を支払った日から返還する日までの期間につき返還期日時点における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の損害金を付して、返還しなければならない。

第 7 章 契約の終了及び債務不履行

(契約期間)

第76条 この契約は、締結の日から効力を生じ、平成 53 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 事業者は、この契約の終了をもってこの契約に基づく業務の履行を終了する。

(契約の終了の効果)

第77条 事業者は、この契約が終了した場合において、事業敷地又は本施設内に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（本事業を構成する各業務を受託し、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去して市の確認を受け、事業敷地及び本施設を市に引き渡し又は明け渡すものとする。

- 2 事業者は、この契約の終了に当たっては、本施設を市が継続して使用することができるよう、市に対して、維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた維持管理業務に関する業務実施要領、申送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 3 事業者は、契約期間満了以外の事由によりこの契約が終了した場合には、前 2 項の業務をすべて終了した日から 10 日以内に業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
- 4 契約終了時に本施設が要求水準書を満たしていないと認められるときは、事業者は、自らの責任及び費用において、要求水準書を満たす状態に修補し、市の確認を受けなければならない。

(市による任意解除等)

第78条 市は、事業者に対して、180 日以上前に通知することにより、この契約を解除により終了させることができる。

- 2 市は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、事業者が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の債務不履行等による解除)

第79条 事業者は、市がこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しないとき、又は市の責めに帰すべき事由により事業者がこの契約を履行できずこの契約の目的を達することができないとき、この契約を解除により終了させることができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第80条 市は、本事業の入札手続について落札者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 構成員、協力会社若しくはその他企業、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、同法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
 - (2) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第 7 条の 2 第 1 項（同第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ）。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 構成員、協力会社又はその他企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 市は、事業者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。
- (1) 事業者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
 - (2) 事業者が、愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月愛知県条例第 34 号）第 14 条第 1 項に違反している事実がある者であることが判明したとき。
 - (3) 事業者が名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱に基づく排除措置を受けたとき。
- 3 市は、前 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しないものとする。

(事業者の債務不履行等による解除)

第81条 市は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して通知した上で、この契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 事業者が、維持管理業務の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 事業者が、モニタリング計画に基づく市の改善要求に従わず、直ちに契約を解除しなければ市の行政運営に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約の債務を履行せず、市が相当な期間を定めて催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、事業者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- (7) モニタリング計画により市がこの契約を解除できるとき。

2 市は、新施設又は現第1展示館敷地の引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して通知した上で、この契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は建設業務に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、市が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたものであることの合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件引渡予定日から30日が経過しても新施設又は現第1展示館敷地の引渡しが行われないうとき、又は明らかに引渡しの見込みがないと市が認めたとき。

(新施設引渡し前の解除)

第82条 市は、新施設の引渡し前に第78条第1項、第79条、第89条又は第93条の規定に基づきこの契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により新施設の出来高部分（設計図書の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ事業者に通通知の上、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 第78条第1項又は第79条の規定に基づきこの契約が解除された場合、市は、合格部分に相当するサービス購入料（市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときに限る。）、解除までに行われた解体・撤去業務及び維持管理業務に対応するサービス購入料並びに第78条第2項又は第84条第5項の規定による損害賠償額の総額を、事業者の請求により支払うものとする。

3 第89条又は第93条の規定によりこの契約が解除された場合、市は、合格部分に相当するサービス購入料（市が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたときに限る。）、解除までに行われた解体・撤去業務及び維持管理業務に対応するサービス購入料並びに事業者がこの契約による履行を終了させるために要する費用を、事業者の請求により支払うものとする。

4 新施設の引渡し前に第80条第1項若しくは第2項又は第81条の規定に基づきこの契約が解除さ

れた場合において、市が事業敷地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、事業者は自己の責任及び費用において当該出来高部分の検査を受けるものとし、市は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が当該出来高部分を買取らないときは、事業者はその費用において速やかに事業敷地を原状に回復して市に明け渡さなければならない。

- 5 第 80 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、市は、合格部分に相当するサービス購入料（市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときに限る。）、解除までに行われた解体・撤去業務及び維持管理業務に対応するサービス購入料を事業者の請求により支払うものとする。
- 6 第 81 条の規定に基づきこの契約が解除された場合、市は、合格部分に相当するサービス購入料支払債務（市が第 4 項の規定により合格部分の引渡しを受けたときに限る。）及び解除までに行われた解体・撤去業務及び維持管理業務に対応するサービス購入料支払債務と事業者の第 84 条第 2 項第 1 号の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。この場合において、市は、相殺後の残額を事業者の請求により支払うものとする。

（新施設引渡し後の解除）

第83条 新施設の引渡し後にこの契約に基づきこの契約が解除されたときは、この契約は将来に向かって効力を失うものとし、市は、第 51 条の規定に基づき、新施設の所有権を保持するものとする。市は、設計・建設の対価で未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払うものとする。

- 2 市は、この契約が解除された日から 10 日以内に新施設の現況を検査するものとし、当該検査により、新施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修補を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならない。市は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の手続の終了後速やかに維持管理業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。
- 4 市は、第 78 条第 1 項又は第 79 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務の引継ぎを受け、維持管理の対価（既存施設に関するものを含む。）及び解除までに行われた解体・撤去業務に対応する解体・撤去の対価として未払いの部分があるときは、これを事業者に支払うものとする。また、第 78 条第 2 項又は第 84 条第 5 項の規定により損害額の総額を事業者に対し支払うものとする。
- 5 市は、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 81 条第 1 項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務の引継ぎを受け、維持管理の対価（既存施設に関するものを含む。）及び解除までに行われた解体・撤去業務に対応する解体・撤去の対価として未払いの部分があるときは、これを事業者に対し支払うものとする。
- 6 市は、第 89 条又は第 93 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務の引継ぎを受け、維持管理の対価（既存施設に関するものを含む。）及び解除までに行われた解体・撤去業務に対応する解体・撤去の対価として未払いの部分

があるときは、これを事業者に対し支払うものとする。また、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者の請求により支払うものとする。

(違約金等)

第84条 第80条第1項各号の規定に該当するときは、この契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を上限とする違約金を事業者に請求するものとし、事業者は速やかにこれを支払わなければならない。また、第82条又は第83条に基づく既履行部分の清算を除き、市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求は行わないものとする。

2 事業者は、第81条の規定に基づきこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として市が指定する期限までに、市に支払わなければならない。

(1) 新施設の引渡し前に解除された場合

設計・建設の対価の総額（ただし消費税を含み支払利息相当額を除く。）の100分の10に相当する額

(2) 新施設の引渡し後、解体・撤去業務の完了前に解除された場合

解体・撤去の対価の総額（ただし消費税を含み支払利息相当額を除く。）の100分の10に相当する額

(3) 解体・撤去業務の完了後に解除された場合

当該解除された日が属する事業年度に支払われるべき維持管理の対価（消費税を含む。第72条の規定によりサービス購入料が改定された場合には、改定後の金額とする。）の総額の100分の10に相当する額

3 前項第1号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。

4 事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。

5 事業者は、第78条又は第79条の規定に基づきこの契約が解除されたときは、市に対して、当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

(保全義務)

第85条 事業者は、契約解除の通知の日から第82条第1項若しくは第4項の規定による合格部分の引渡し又は第83条第3項の規定による維持管理業務の引継ぎの完了の時まで、本施設（新施設の出来高部分を含む。）及び現第1展示館敷地について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第86条 事業者は、第82条第1項若しくは第4項の規定による合格部分の引渡し又は第83条第3項の規定による維持管理業務の引継ぎの完了と同時に、設計図書、完工図書（この契約が新施設の引渡し前に解除された場合にあっては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。）及び本業務

に必要な一切の書類を市に引き渡さなければならない。

- 2 市は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、本施設の設計、建設及び解体・撤去、運営及び維持管理のために無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。）することができる。
- 3 前項の場合において、事業者は、市による書類の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。

第8章 法令変更

（通知等）

第87条 事業者は、この契約の締結後に法令変更が行われたことにより、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

- (1) 新施設の整備又は解体・撤去業務をこの契約、要求水準書、提案書又は設計図書に従って実施することができなくなったとき。
 - (2) この契約、要求水準書又は提案書で提示された条件に従って設計業務又は統括管理業務を実施することができなくなったとき。
 - (3) この契約、要求水準書又は提案書で提示された条件に従って維持管理業務を実施することができなくなったとき。
 - (4) この契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
 - (5) この契約の履行のための費用の減少が可能と判断したとき。
 - (6) 要求水準書に記載された業務の一部が不要となることが判明したとき。
- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、この契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

（協議等）

第88条 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、この契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため、速やかにこの契約、要求水準書、設計図書及び業務計画書の変更並びにサービス購入料の改定等について必要な協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該法令の公布の日から120日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いこの契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者に発生する追加費用の負担は、別紙8 法令変更による追加的な費用の負担割合の定めによるものとし、費用の減少が生じるときは、サービス購入料を減額するものとする。

(法令変更による契約の終了)

第89条 市は、この契約の締結後における法令変更により、本事業の継続が困難又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

第9章 不可抗力

(通知等)

第90条 事業者は、この契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

- (1) 新施設の整備又は解体・撤去業務をこの契約、要求水準書、提案書又は設計図書に従って実施することができなくなったとき。
- (2) この契約、要求水準書又は提案書で提示された条件に従って設計業務又は統括管理業務を実施することができなくなったとき。
- (3) この契約、要求水準書又は提案書で提示された条件に従って維持管理業務を実施することができなくなったとき。
- (4) この契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。

2 市及び事業者は、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、その旨を相手方に通知した上で、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(協議等)

第91条 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、この契約に別に定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するため、速やかにこの契約、要求水準書、設計図書及び業務計画書の変更並びにサービス購入料の改定等について、必要な協議を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いこの契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者に発生する追加費用の負担は、別紙4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合の定めによるものとし、費用の減少が生じるときは、サービス購入料を減額するものとする。

(不可抗力への対応)

第92条 事業者は、不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となったとき、又は本施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第93条 前3条の規定にかかわらず、市は、この契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、事業の継続が困難、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除により終了することができる。

第10章 雑則

(公租公課の負担)

第94条 この契約の履行に関連して事業者が生じる公租公課は、この契約に別に定めがある場合を除き、すべて事業者の負担とする。ただし、この契約締結時に市及び事業者が予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者に発生したときは、その負担について、事業者は市と協議することができる。

(協議)

第95条 市及び事業者は、この契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生したときその他信義則上必要と認められるときは、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(財務書類の提出)

第96条 事業者は、会社法第326条第2項に従い、その定款に会計監査人及び監査役の設置に係る規定を置き、契約期間中これを維持しなければならない。

- 2 事業者は、この契約の終了にいたるまで、会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第435条第2項に定める計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを各事業年度終了後6月末日までに市に提出するものとする。
- 3 市は、事業者から提出された前項の財務書類を公開することができるものとする。

(秘密保持)

第97条 市及び事業者は、この契約の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、事業者からこの契約に基づく業務を受託し、若しくは請け負った者、金融機関等並びに事業者への出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
- (2) 本事業に関して知る前に公知であった場合
- (3) 本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となった場合
- (4) 本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなくしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 事業者が、本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合

(7) 市が市の議会に開示する場合

(8) 市が、名古屋市情報公開条例（平成 12 年 4 月名古屋市条例第 65 号）に基づき開示する場合

(9) その他、市又は事業者が法令等に基づき開示する場合

（個人情報の保護）

第98条 事業者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年 3 月名古屋市条例第 26 号）を遵守しなければならない。このほか、事業者は、別紙 11 情報取扱注意項目に定める事項に従うものとする。

（情報公開）

第99条 事業者は、本業務に関し、名古屋市情報公開条例に基づき、市が行う情報公開に協力しなければならない。

（著作権等の帰属）

第100条 市が本事業の入札手続及びこの契約に基づき事業者に提供した情報、書類、図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属するものとする。

（著作権等の利用等）

第101条 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物及び本施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章の規定による著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法に定めるところによる。

3 事業者は、市が成果物及び新施設を次に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に掲げる権利を行使し、又は行使させてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は新施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 新施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市又は市が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 新施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 新施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作者をして、次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。

(1) 成果物及び新施設の内容を公表すること。

(2) 新施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権の譲渡等の禁止)

第102条 事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び新施設に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第103条 事業者は、成果物及び新施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証するものとする。

- 2 事業者は、成果物又は新施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自己の責任及び費用において行うものとする。

(工業所有権)

第104条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定し、かつ、事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

(株式等に関する制約)

第105条 事業者は、契約期間中においては、あらかじめ市の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債（以下、次項において「株式等」という。）を発行し、事業者の株式を引き受ける権利を第三者に対して与え、事業者の株式の譲渡その他の処分につき承諾し、又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他、事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的理由なく書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 事業者は、市の承諾を得て第三者に対して株式等を発行するとき、又は自己株式を取得させるときは、当該第三者から別紙 9 誓約書の書式による誓約書を徴し、あらかじめその原本を市に提出しなければならない。

(事業者の権利義務の処分)

第106条 事業者は、市に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権その他の担保権を設定しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、この契約上の地位及びこの契約の履行に関して市との間で締結した契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権その他の担保権を設定しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的理由なく書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

(事業者の兼業禁止)

第107条 事業者は、本業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第108条 この契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

2 この契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(補則)

第109条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

2 市及び事業者は、この契約の解釈、運用等について、別途書面をもって合意することができる。

(書面による通知等)

第110条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除の意思表示は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 この契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とするものとする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とするものとする。

4 この契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(仮契約)

第111条 この契約は、仮契約とし、市及び事業者は、PFI法第12条及び名古屋市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月名古屋市条例第43号）の規定による市の議会の議決によって、本契約とみなすものとする。

2 市の議会の議決が得られなかった場合においても、事業者は、市に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

3 第2項の規定にかかわらず、この仮契約にかかる議案が市の議会で否決された場合における事業者の市に対する損害賠償の請求は妨げられないものとする。

(直接協定)

第112条 市は、金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結することができるものとし、事業者は、市が直接協定を締結した場合、当該直接協定を締結した金融機関等から融資を受けるも

のとする。

- (1) この契約に基づく事業者の権利又は事業者の発行する株式に対する金融機関等による担保権設定についての市の承諾に関する事項
- (2) 金融機関等が事業者の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての金融機関等から市に対する通知及び金融機関等と市との協議に関する事項
- (3) 市がこの契約に関して事業者に損害賠償を請求し、又はこの契約を解除するに際しての市から金融機関等に対する通知及び市と金融機関等との協議に関する事項
- (4) 金融機関等による事業者の財務状況に関する市に対する報告に関する事項